

# 令和3年4月から36協定様式が変わります

兵庫労働局 労働基準部 監督課

## 36協定届における押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る36協定届について、  
使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。



### 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意が  
なされたことが明らかとなるような方法(記  
名押印又は署名など)により36協定を締結  
すること

## 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)  
について、のチェックボックスが新設されます。

※労働者代表:事業場における過半数労働組合又  
は過半数代表者



### 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓管理監督者でないこと
- ✓36協定を締結する者を選出することを明らかにし  
た上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働  
休日労働  
に関する協定届

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間		
		(〒 )	(電話番号: - - )			
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
				法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
職名 検査主任 山田 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )  
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。( )  
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による  
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。( ) (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 工場長 田中 太郎

協定書を兼ねる場合には、労働者代表  
の署名又は記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の  
署名又は記名・押印などが必要です。